



児童1人月額5,200円を交付 対象児童1,325人(要保護児童数除く)

# 小学校給食費無償化へ 7579万円を交付

嘉麻市の小学校食材費は月額5,350円 保護者負担分月額4,490円は無料に

**補正予算2号**  
**小学校給食費無償化**  
2025 (R7) 年2月25日の3党合意に基づき、本年4月1日から給食費が無償化になっている。  
福岡県を通じて補助金が交付されるが、前倒しで実施している。  
**コミュニティ助成金**  
240万円  
西馬見行政区の伝統行事である、獅子舞の獅子頭、太鼓などの補修費を助成。  
**保育所等給食費支援**  
1618万8千円  
10市立保育園等へ基本単価1900円に利用児童数と月数を乗じた額を交付する。対象者数710人。  
**児童遊園維持管理**  
196万円  
26年1月に碓井熊本児童遊園内にあるトイレやフェンスが、不審火による火災で焼失したため、復旧工事を行う。なお、同時に3件の不審火が起こり、容疑者は逮捕されている。

**生活保護費追加給付**  
1億6220万6千円  
25年6月27日の最高裁判決において、厚生労働大臣の判断は過誤、欠落があったとして、違法とされた。  
このことにより、原告と原告以外を区別せず、デフレ調整で下げた金額分と歪み調整反映後の差額相当分を保護費として追加給付する。(嘉麻市に原告はいない)  
**追加給付者**  
①保護受給中の世帯  
②保護廃止の世帯937世帯(本人の申請が必要)  
**家庭用水確保整備事業**  
200万円  
①上水道給水区域外  
②経費の半額で20万以内  
③補助対象工事は、ボーリング工事・取水管工事・ポンプ設置工事・給水管工事・電気設備工事・貯水タンク設置工事・浄水施設設置。  
**堤防等周辺美化**  
126万4千円  
地域住民が、堤防の除草及び周辺美化を実施する。

**農業振興対策**  
41450万円  
小規模零細な地域における、農作業の共同化や農地利用集積を促進する目的のため、機械など導入する経費を支援する。  

|              | 団体  | 所在  | 導入機械            | 事業費         | 補助金         |
|--------------|-----|-----|-----------------|-------------|-------------|
| 農地利用効率化等支援事業 | A   | 下臼井 | 乾燥機10台、選別機1台    | 4,133,860円  | 20,686,000円 |
|              | B   | 飯田  | 籾摺り機1台          | 2,129,424円  | 1,064,000円  |
|              | 合 計 |     |                 | 43,503,284円 | 21,750,000円 |
| 強い農業構造確立推進事業 | C   | 山野  | 直売所、選果場、加工場新築工事 | 25,345,000円 | 10,000,000円 |
|              | D   | 西郷  | 農業用倉庫           | 26,800,000円 | 10,000,000円 |
|              | 合 計 |     |                 | 52,145,000円 | 20,000,000円 |

**担い手育成事業**  
7500万円  
認定新規就農者に、導入機械購入経費の補助をする。

**下山田事業用地再鑑定**  
71万5千円  
山田地区吉庵の事業用地の売却基準価格を見直す。  
14ページ参照  
**定住者促進事業**  
3400万円  
転入者等に交付金を出す。  
**起業チャレンジ支援**  
1003万7千円  
新規に移住して、起業する者を支援する。  
**①地域…下山田**  
**②導入機械…ハウス改修、冷蔵庫、管理機、動噴など**  
**③補助金…750万円**  
**交付金額の変更点**  
単位: 万円  

| 区 分         | 2025年度 | 2026年度 |
|-------------|--------|--------|
| 基本額 (新築)    | 200    | 100    |
| 基本額 (中古)    | 100    | 50     |
| 加算 (子1~2人)  | 10     | 廃止     |
| 加算 (子3人~)   | 20     |        |
| 加算 (市内業者利用) | 30     |        |

**転入者等に交付金を出す。**

**補正予算1号**  
**才田川溢水被害賠償**  
235万6千円  
才田川の増水による浸水被害賠償金。  
専決議案で全会一致承認  
12ページ参照  
**不登校児童数の推移**  

| 年 度    | 2023 | 2024 | 2025 |
|--------|------|------|------|
| 市全体    | 98人  | 81人  | 96人  |
| 上山田小学校 | 8人   | 13人  | 15人  |

**ワンヘルス教育推進**  
50万円  
牛隈小学校と山田中学校を軸に、「ワンヘルス」理念の普及、啓発を図る。  
全会一致可決  
**教育支援相談員報酬**  
195万5千円  
県の指定を受けて上山田小学校に、不登校児童支援員を配置する。  
事業は3年間。  
ソーなど災害発生時に必要な備品整備を助成する。



本来給与額85万円が72万2500円、年間206万5500円減額に

# 市長給与15%カット

福岡県内全市29自治体中最も低い給与額、全60市町村中では46番目

**議案審議**  
**市長給与減額条例**  
佐伯市長は、政治的決意を示すため2026 (R8) 年7月1日から30 (R12) 年4月22日までの間、現行の給与額から15%減額する条例を提案した。(前赤間市長は10%減額)  
このことにより、本来給与85万円が72万2500円となり、給与・期末手当合わせて1年間で206万5500円減額になる。  
この給与額は、福岡県内の全市29自治体中、最も低い。また、全60市町村でも46番目である。  
全会一致可決

| 市長等給与の推移 | 単位: 円   |         |         |
|----------|---------|---------|---------|
| 役 職      | 本来給与額   | 改定給与額   | 減額額     |
| 市 長      | 850,000 | 722,500 | 127,500 |
| 副市長      | 688,000 | —       | —       |
| 教育長      | 620,000 | —       | —       |

**市税改正**  
※ひとり親控除見直し  
控除額が、現行30万円から33万円に引き上げられる。  
所得税と住民税の両方で適用。物価高騰対策、子育て世帯支援。  
※寄附金税額控除  
ふるさと納税は高所得者層のメリットが大きい。公平性のため、個人住民税の税額控除限度額に制限を設けた。この改正で影響を受けるのは給与収入が1億円ほどある高額所得者層。  

| 寄附金税額控除の見直し |              |                                          |
|-------------|--------------|------------------------------------------|
|             | 改正前          | 改正後                                      |
| 都道府県民税      | 個人住民税所得割額の2割 | 下記のいずれか低い額<br>①個人住民税所得割額の2割<br>②772,000円 |
|             |              | 市町村民税                                    |

※医療費控除の特例期限  
特定一般用医薬品(スイッチOTC薬) 購入の医療費控除適用期限を撤廃する。  
なお、スイッチOTC医

薬品(風邪薬、胃腸薬、鼻炎薬、水虫用薬、シップ薬など)は、薬局やドラッグストアで購入できることになった。年間購入額が、1万2千円を超え8万8千円を上限として、所得から差し引くことができる。  
※固定資産税  
免税点の引き上げ(家屋は現行20万円から30万円、償却資産は150万円から180万円に)。小規模事業者が非課税になるケースが増えると見込まれる。  
※住宅ローン控除  
住宅ローン減税の控除期間が、13年間に延長された。  
※新築住宅の税額軽減措置  
床面積要件を50㎡以上から40㎡以上に引き下げる。  
土砂災害警戒区域等を特例対象外とし、適用期限を5年延長する。  
※軽自動車税  
2026年3月31日で環境性能割を廃止し、「軽自動車税(種別割)」を「軽自動車税」に一本化する。  
軽自動車の環境性能割廃止に伴い、地方自治体の税収減が見込まれるため、当面は国費で補填する。  
専決議案で全会一致承認

**国民健康保険税改正**  
全会一致可決  
☆ 軽減措置の拡充(今回7割軽減は改正なし)  
軽減基準の計算式は下記の通り。  
なお、①部分は5割軽減と2割軽減で変わる。  
 $43万円 + ① \times (国保加入者数) + 10万円 \times (給与所得者等数 - 1)$   
5割軽減の改正点: ①は30.5万円から31万円に改正  
2割軽減の改正点: ①は56万円から57万円に改正  
※ 改正の目的  
低所得者層の保険料負担軽減・国民皆保険制度の維持

**新稲築公民館の名称**  
稲築公民館の建て替えに伴い、新しい建物の名称を「なつき生涯学習交流センター」にする議案。  
全会一致可決  
故障で機能しなかった。このため稲築地区岩崎にある家屋3軒、家財6軒そして太陽光発電施設1箇所が浸水で被害を受けた。  
専決議案で全会一致承認  

| ☆ 課税限度額の引き上げ |       |       |
|--------------|-------|-------|
| 区 分          | 改正前   | 改正後   |
| 医療分          | 66万円  | 67万円  |
| 後期分          | 26万円  | 26万円  |
| 介護分          | 17万円  | 17万円  |
| 子ども子育て支援納付金分 | —     | 3万円   |
| 合 計          | 109万円 | 113万円 |